

改正

平成22年3月31日告示第46号

平成28年3月31日告示第46号

荒尾市障害者自動車改造費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者の社会的、経済的活動を容易にし、もって障害者の福祉の増進を図るため、自動車の適切な改造に要した経費について予算の範囲内において助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されている者
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、別表に掲げる障害区分及び障害等級区分に該当するもの
- (3) 自らが所有し運転する自動車について、適切な改造を行う予定である者
- (4) 自動車の改造により社会参加が見込まれる者
- (5) 助成の申請を行う日の属する年(以下「申請年」という。)の前年(1月から6月までの間に申請する場合は、前々年)の所得税課税対象額が申請年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

(助成額)

第3条 助成額は、自動車の改造に直接要した費用とし、10万円を限度とする。

(申請手続)

第4条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、障害者自動車改造費助成申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 運転免許証の写し
- (2) 既に所有している自動車の改造を予定している場合は当該自動車検査証の写し、新たに自動車を購入してその改造を予定している場合は当該注文書の写し
- (3) 自動車改造業者による改造諸経費の見積書
- (4) 申請者が属する世帯の世帯員全員の前年(1月から6月までの間に申請する場合は、前々

年)分の所得証明書。ただし、市民税課税台帳により確認ができる場合を除く。

(給付の決定)

第5条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、必要な調査を行った上で助成の適否を決定し、障害者自動車改造費助成適否決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第6条 助成金の支給が決定した者(以下「支給決定者」という。)は、自動車改造完了後速やかに障害者自動車改造完了届(様式第3号)に次に掲げる書類を添付し、市長に届け出なければならない。

- (1) 写真等、自動車の改造部分が確認できるもの
- (2) 自動車改造業者に支払った改造費の領収書
- (3) 新たに自動車を購入した場合は、当該自動車検査証の写し

(助成金の決定)

第7条 市長は、前条の完了届の提出があったときは、必要な調査を行った上で助成額を決定し、直ちに障害者自動車改造費助成金決定通知書(様式第4号)により支給決定者に通知するものとする。

(助成金の支給)

第8条 市長は、支給決定者からの障害者自動車改造費助成金交付請求書(様式第5号)を受けて、助成金を給付するものとする。

附 則

この告示は、平成19年8月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日告示第46号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第46号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

	平衡機能障	肢体不自由			脳原性運動機能障害		
	害	上肢	下肢	体幹	両上肢	一上肢	移動

1級	—	○	○	○	○	—	○
2級	—	○	○	○	○	○	○
3級	○		○	○			○
4級	—		○	—			○
5級			○	○			○
6級	—		○	—			○

○印は助成の適用あり、—印は該当級なし、空欄は非該当